

本市公立小中学校の暴力行為・不登校の状況について

福山市教育委員会

1 状 況 (％)

	暴力行為発生率						不登校児童生徒の割合					
	小学校			中学校			小学校			中学校		
	14 (H26)	15 (H27)	16 (H28)	14 (H26)	15 (H27)	16 (H28)	14 (H26)	15 (H27)	16 (H28)	14 (H26)	15 (H27)	16 (H28)
市	0.36	0.26	0.27	0.86	1.11	1.17	0.64	0.69	0.75	2.55	2.78	3.60
県	0.36	0.31	0.29	1.20	0.92	0.81	0.47	0.45	0.47	2.56	2.60	2.63
国	0.17	0.26	0.35	1.07	1.00	0.92	0.40	0.43	0.47	2.89	2.95	3.14

調査対象は公立小中学校の児童生徒。ただし、16 (H28) 県は国公立小中学校が対象。

(暴力行為の事例) ※1

相手の言動に腹を立て暴力行為に及ぶ生徒間暴力に及ぶ。

- (例) ・ 授業中の態度を注意されたことに腹を立て、相手を蹴った。
- ・ 口論がエスカレートし、カッとなり、相手を殴った。

(不登校児童生徒の事例) ※2

人間関係や進路等に対して漠然とした不安を持ち、登校する気力が湧かない。

- (例) ・ 同級生と人間関係をうまく築けず登校できない。定期テストは受けることができる。
- ・ 学校生活や進路に係る不安から登校できない。登校できたときには、友人と会話をしながら過ごすことができる。

2 目指す姿

すべての児童生徒が、毎日、元気に笑顔で登校し、目標に向かってがんばっている。

3 取 組

- 【手立て1】 ① 児童生徒が「学ぶことが面白い。授業が面白い！」と実感しながら学びを進めることができるように、仲間と協力し、互いの考えを認め合いながら課題を解決していくような活動を仕組む等、自ら考え学ぶ授業づくりを行う。
- ② 生徒指導部会等により情報の共有化を図るとともに、改善に向けた指導方法を検討し、生徒指導上の問題の早期発見、早期対応を行う。
- 【手立て2】 ① 過去、不登校になったことがあるかないかを確認し、2日連続の欠席等、気になる児童生徒に対しては、担任を含めた複数での家庭訪問を行うとともに、養護教諭、スクールカウンセラーと連携しながら、面談等の相談活動を行う。
- ② 暴力行為等を起こした児童生徒に対しては、行為に及んだ原因や背景を丁寧に聞き取る等、心に寄り添った指導を行い、再発を防ぐ。
- 【手立て3】 ① 校内に教室以外の居場所となる部屋をつくり、短時間登校や体験活動等、学校復帰に向けた取組を行う。
- ② 適応指導教室等、関係機関と連携しながら、児童生徒を支援する。

※1 暴力行為とは「自校の児童生徒が故意に有形力を加える行為」をいい、被害行為の対象によって、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、学校の施設・設備等の器物損壊の四形態に分けられる。

※2 不登校児童生徒とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者のこと。